

徳島県議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県条例第四十七号

徳島県議会基本条例の一部を改正する条例

徳島県議会基本条例（平成二十五年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「及び徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。